

令和2年度(2020年度)第3次定期監査結果に係る注意事項の公表

令和2年(2020年)6月11日から8月25日までの間に書面監査を実施した定期監査における注意事項は次のとおりです。

注意事項とは、監査結果のうち指摘事項には至らないが、早期の是正措置を促す必要があるものです。

なお、指摘事項については、令和2年(2020年)9月28日付け熊本県監査委員公告第13号で公表しています。

令和2年(2020年)9月28日

熊本県監査委員事務局

① 行政

事 項	内 容	課題数
個人情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報が記載された書類を紛失している。 ・ 個人情報が含まれた書類を別の者に誤って送付している。 	2
行政文書の管理	保存期限が満了した行政文書を条例等に定める手続を経ずに廃棄している。	1
事務処理	各広域本部等との連携不足により維持管理業務の契約時期が遅れている。	1

② 収 入

事 項	内 容	課題数
未収金対策	徴収努力はなされているものの、未収金総額が前年度末と比較して増加している。	7
収入調定事務	収入調定年度区分と異なる年度で収納し、収入金更正等を行っていないことから過誤納金が生じている。	1
収入証紙事務	申請手続を誤って受理し消印を行ったため手数料過徴収となり還付を行っている。	1
検査手数料	収入証紙で検査手数料を徴すべきところを会計職員ではない職員が申請者から現金を徴し、職員が収入証紙を購入して申請書に貼り付けている。	1

③ 支 出

事 項	内 容	課題数
補助金・交付金の交付事務等	事業完了後に交付決定通知を行っている。	1
旅費の調整	会食費用を公費で支出しているが、宿泊料の調整が行われていない。	5
工事請負契約事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約に必要な書類(公共工事請負契約書、現場代理人主任(監督)技術者通知書、着工届)を作成(受理)していない。 ・ 変更契約について、変更額を公共工事請負契約約款に基づき算出していない。 ・ 契約保証金の納入義務者が落札者となっていない。 ・ 予定価格について設計金額を端数処理している。 ・ 電子入札システムを使用していない。 ・ 主任技術者について、資格等を確認していない。 	4
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 還付加算金の算定を誤り、追加返還している。 ・ 住民税徴収事務について、本来の納付先ではない別の市へ納付し、返納させている。 	2

④ 物 品

事 項	内 容	課題数
公用車の毀損	職員の過失による公用車の毀損が発生している。	2
	公用車による過失割合が高い物損事故が発生している。	2
	公用車による自損事故が発生している。	5

⑤ 財 産

事 項	内 容	課題数
公有財産の管理	<ul style="list-style-type: none">・ 県有地について契約を行わないまま隣接所有者に長期間使用を許している。・ 土地及び立竹木について、県と公園管理者間の権利関係が一部確認できない。・ 施設使用料について条例の規定とおりの納入となっていない。	3